

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく方針および計画の策定について

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「新過疎法」という。）の制定による主な変更内容

- ・法の目的を、「過疎地域の自立促進」から「過疎地域の持続的発展」に見直し
- ・過疎地域の要件の見直し
 - ▶長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和 35 年→昭和 50 年）
 - ▶平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
- ・国税および地方税の減収補てん措置における対象事業の追加等

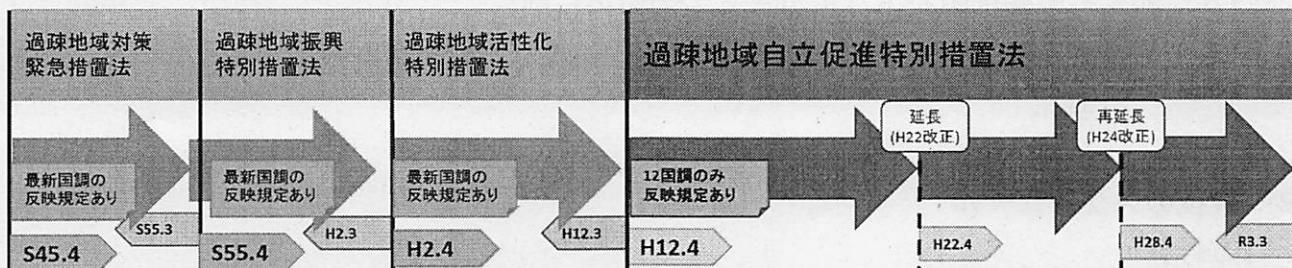
2 新過疎法に基づく本県の過疎地域

長浜市（旧虎姫町※、旧木之本町※、旧余呉町、旧西浅井町※）

高島市（旧朽木村）

※新たに過疎地域の要件を満たす地域

3 これまでの過疎対策の経緯



4 新過疎法の方向性

社会情勢の変化（①人口減少・少子高齢化の加速、②東京一極集中の加速、③過疎地域の可能性を広げる新たな潮流）とポストコロナ社会を見据え、過疎地域の持続的発展を目指す。令和 3 年 3 月に国会に法案が提出され、同年 3 月 26 日に法案成立。令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日付けで施行されている。

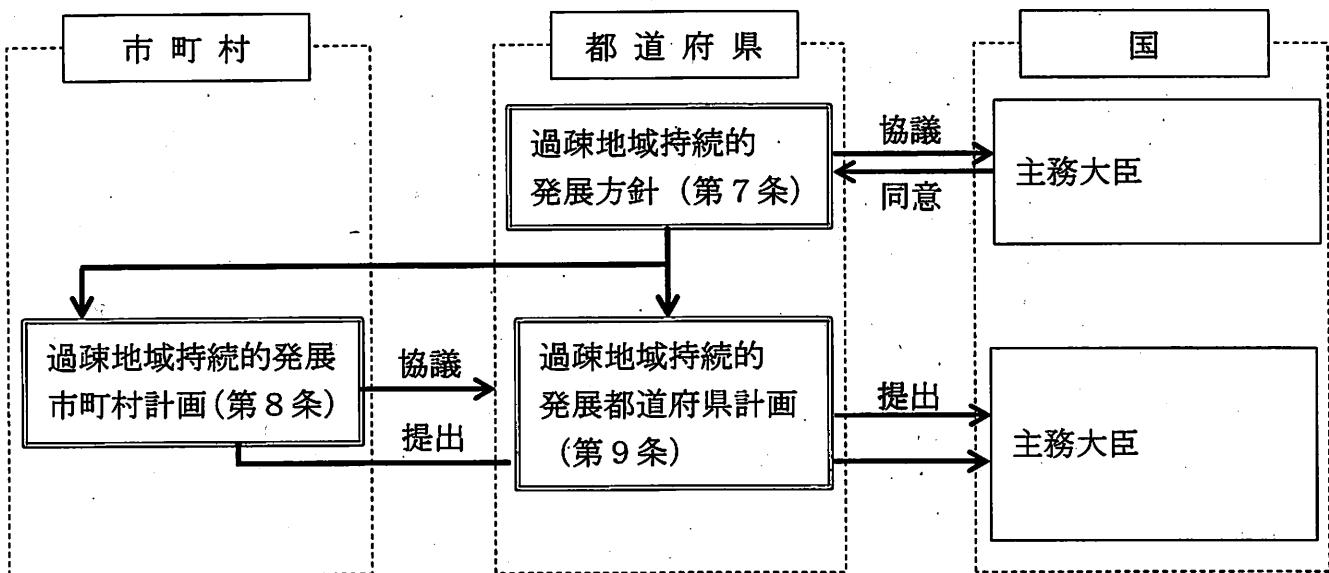
5 本県の現状および今後の取組

過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎法）に基づき、本県ではこれまでから過疎地域自立促進方針および計画を定め、必要な施策に取り組んできたところ。

同法が令和 3 年 3 月末をもって期限を迎えることにより、新過疎法が令和 3 年 4 月 1 日より施行されている。

法施行を受けて、令和 3 年度には、本県も新過疎法に基づく過疎地域持続的発展方針（以下、「方針」という。）および過疎地域持続的発展都道府県計画（以下、「計画」という。）を策定する必要がある。

6 新過疎法における方針・計画の位置づけ



7 方針策定にあたっての基本的な考え方

(1) 新たな地域要件の反映

・長浜市の旧虎姫町、旧木之本町、旧西浅井町の区域を追加

(2) 新たな記載内容および重視される内容の反映

・基本的な方向として、「人材の育成・確保」、「情報通信技術の活用」に係る記載を追加

8 今後のスケジュール

【方針】

5月下旬 方針（原案）作成

7月 総務・企画・公室常任委員会での方針（原案）説明

8月上旬 国への協議

9月中旬 方針策定

【計画】

9月中旬 計画（原案）作成

10月 総務・企画・公室常任委員会での計画（原案）説明

10月中旬 計画策定

※方針および計画の策定にあたっては、対象となる長浜市および高島市と隨時十分な調整を図る。